

附属資料

1 総合計画策定の経緯

年月	事項	内容
21.2～3	事前勉強会	総合計画の策定に向けて、三重中京大学地域社会研究所と市担当職員で事前勉強会を実施。(計4回)
21.7～22.3	総合計画研究会	三重中京大学地域社会研究所と市担当職員で研究会を実施。現行の総合計画の評価や事例研究を行い、総合計画の策定に向けた基本方針を提言。(計9回)
21.9～22.9	各地区地域審議会	管内別に設置されている地域審議会にて、「地域らしさ」をテーマとした地域づくりについて協議。(各6回、延べ30回開催)
21.9	松阪市民意識調査	市民3,000人を対象に実施し、1,506人から回答。
21.12～22.3	みんなで描く「松阪の未来」会議	市民公募による35名の委員で構成し、3つのテーマでグループ討議を行い、提案報告会で発表。
22.10	総合計画地域懇談会	市民の幅広い意見や、地域固有の課題等を総合計画に反映するため、各管内で開催。(計5回)
22.11～23.1	松阪市総合計画審議会	市長からの諮問を受けて計4回開催し、市長に答申。
23.1	ホームページ等での意見募集	基本構想の試案について、ホームページ等を通じて市民から意見・提案等を募集。
23.3	議決	松阪市議会にて総合計画基本構想を原案どおり可決。
23.3	愛称募集	多くの市民に関心を持ってもらえるよう、親しみのある愛称を募集。

2 松阪市総合計画審議会

1 松阪市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市政戦略部戦略経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第15号抄)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 松阪市総合計画審議会委員名簿（五十音順、敬称略）

役 職	名 前	選出団体・分野等
会 長	村 林 守	三重中京大学
副会長	橋 村 三重子	松阪市地区人権擁護委員会
委 員	伊 藤 泉	松阪市 PTA 連合会
//	伊 藤 末 治	三雲地区地域審議会
//	塩 谷 明 美	松阪子ども NPO センター
//	大 津 未来生	連合三重松阪多気地域協議会
//	大 西 雅 幸	松阪飯南森林組合
//	大 橋 純 郎	松阪漁業協同組合
//	勝 田 茂 樹	みんなで描く「松阪の未来」会議
//	楠 木 ひろみ	三重中京大学
//	久 瀬 宰	掃水まちづくり協議会
//	志 田 幸 雄	松阪地区医師会
//	鈴 木 三千夫	朝見まちづくり協議会
//	世 古 佳 清	松阪市障害者団体連合会
//	芹 澤 高 斉	三重中京大学
//	高 橋 好 之	松阪青年会議所（H23.1.11～）
//	田 上 勝 典	松阪市社会福祉協議会
//	田 中 宏 樹	みんなで描く「松阪の未来」会議
//	田 畑 辰 夫	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（H22.12.24～）
//	寺 本 博 美	松阪地区地域審議会
//	富 田 求	松阪農業協同組合
//	中 井 均	松阪商工会議所
//	中 山 一 男	飯南地区地域審議会
//	中 山 翼	三重中京大学
//	西 井 聡	松阪青年会議所（～H23.1.11）
//	西 出 紀 生	松阪市自治会連合会
//	馬 場 栄一郎	松阪市老人クラブ連合会
//	藤 村 実 穂	みんなで描く「松阪の未来」会議
//	古 市 仁	松阪国際交流協会
//	細 川 真理恵	三重中京大学短期大学部
//	松 下 正 一	松阪警察署
//	松 本 順	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（～H22.12.24）
//	宮 村 英 史	松阪市商店街連合会
//	山 本 恭 嗣	嬉野地区地域審議会
//	山 本 真 帆	松阪市観光協会
//	横 井 靖	飯高地区地域審議会
//	米 山 哲 司	松阪市市民活動センター

松阪市総合計画審議会
会 長 村 林 守 様

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市総合計画について（諮問）

松阪市総合計画の策定にあたり、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

平成 23 年 1 月 28 日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市総合計画審議会
会 長 村 林 守

松阪市総合計画について（答申）

平成 22 年 11 月 19 日付け 10 松戦第 000578 号をもって諮問のあった、松阪市総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、市民の視点から、もしくは専門的な視点から審議を重ねた結果を次のとおり答申します。

記

1 計画の背景および策定過程について

今回の総合計画は、合併から 6 年が経過するなかで、急速な時代の流れによる行政課題の多様化を背景とするとともに、住民協議会の設立という、地域と行政との新しい協働の仕組みの構築が進められているなかで、策定されてきました。

その過程において、各地区地域審議会や「みんなで描く『松阪の未来』会議」、市民意識調査をはじめ、市民の幅広い声の反映に努めてこられたことについて高く評価します。

2 基本構想の見直しについて

現行の「松阪市総合計画」は、計画期間を平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とし、本年度は前期基本計画が終了することから、総合計画の見直しを図るものです。

しかし、総合計画の策定からの5年間に社会経済環境は急激に変化し、市民や地域の課題は多様化していることから、現行の基本構想では時代に即した柔軟な対応を図ることが困難であると考えられます。また、現行の総合計画は合併時に新市建設計画をベースに策定されましたが、合併から6年が経過したなかで、松阪市全体の方向性が十分に示されているとはいえない状況です。

このような事情を踏まえて、市当局から基本構想を含めて総合計画の抜本的な見直しを図りたいとの提案がありましたが、当審議会としても現状に即した新しい総合計画の策定が必要であると考えます。

3 総合計画の計画期間について

これまでの総合計画は、基本構想を10年、基本計画を前後期それぞれ5年、実施計画を3年ローリング方式としてきましたが、近年では経営的な視点から、目標と課題、手段がはっきりと明記された戦略的な総合計画が求められています。また、近年における選挙はマニフェストを掲げて臨むことが一般化してきたなかで、市民の選択を市政に生かすという観点からも、総合計画をより実効的な計画としていく必要があります。

そのため、基本計画を市長の任期に合わせた4年とすることについては妥当であると考えます。基本構想について概ね10年先の平成32年度を目標年度としながら任期ごとに見直すとしている点については、その考え方を十分に整理する必要があると考えます。

4 計画案全体について

本審議会に示された基本構想(案)および基本計画(案)については、細部についてさらに検討を要するとしても、全般的には概ね適当であると評価します。

松阪市の将来像は「市民みんなが幸せを実感できるまち」とし、みんながともに市民すべての「幸せ」を願いながら、まちづくりを進めていくこととされましたことは、高く評価します。

今回の計画では、6つのキーワードをもとに政策が立てられ、政策分野でとらえた「単位政策」と、5つの旧市町ごとの「地域政策」として政策が記述されています。

「単位政策」については、「医療・福祉」など6本の政策にまとめられています。基本計画の中では42本の施策としてまとめられました。その内容は、細部についての検討は残るものの、概ね妥当であると評価します。

「地域政策」は、旧市町単位で設置されている各地区地域審議会での協議をもとに作成されていますが、将来的には住民協議会などを通じて、地域の住民団体などが連携して「個性ある地域づくり」を進めるという考えから記述されたもので、今回の総合計画の大きな特徴のひとつになっており、この考え方は、当審議会としても高く評価するものです。住民協議会の位置づけや市行政の支援策を明確にし、地域の主体性のもとに「地域の未来の姿」を明らかにし、それぞれの個性が輝く地域づくりを進めるよう期待します。

5 計画推進段階で留意すべきこと

策定後の進行管理にあたっては、次の事項に留意するよう求めます。

(1) 計画を市民と共有するための分かりやすい広報について

今回の総合計画は、自立した市民と市が協働してまちづくりを進めるという考え方を

ベースに策定されたものと理解しています。

今後、市民みんながまちづくりに関わるようにするためには、策定後の計画を広く共有する必要があります。だれもが読みやすく、また理解しやすく、インパクトのある方法で、市民に広報されることを求めます。また、計画の名称についても、市民の意見を反映し、市民が親しみの持てる名称にすることが望まれます。

(2) 市民参画と「開かれた市政」について

市民と協働でまちづくりを進めるためには、「開かれた市政」を徹底し、市は市民に対して積極的な情報提供を行うとともに、市民の幅広い意見を積極的に計画の実行に反映させていく必要があります。

また、計画の進行管理においては、積極的な市民の参加を促すとともに、市民とともに計画のチェックが可能な体制の構築を図り、市民の目線に立った行政運営を推進することが求められます。

さらには、市と市民や団体の間で、それぞれの関わり方や役割分担を明確にしながら、ともに計画を推進していくことが望まれます。

(3) 評価システムの構築について

今回の審議にあたって現行計画の進捗状況とその評価についての説明を求めたところ、現在は基本構想および基本計画の進捗を管理するための評価システムが存在していないとのことでした。

新たな総合計画が策定され、実行に移されたのちは、市職員が責任と緊張感をもってその推進にあたるとともに、その結果を市民に広く公表し、不断の改善に努めていく必要があります。

そのためには、政策サイクルに従った適切な評価システムを構築し、総合計画の推進を基軸とした市政の経営システムの一環とすることが必要であると考えます。

それによって単年度ごと、計画期間ごとに結果を明確にすると同時に、計画期間内であっても硬直的にならず、柔軟に時代の変化などに対応していけるような運営とすることが肝要であると考えます。

(4) 部局間の連携について

基本計画における各政策が部局単位で記述されていることは、それぞれの部署の責任を明確にしたものとして評価できます。

しかしながら、市民の側からみればそれぞれの部局や政策は相互に連携しながら市民の幸せを支えているものですので、計画の推進においては、関係する部局間の連携を密にし、従来の縦割りから横の繋がりを明確にした事業展開を進めていくよう強く要請します。

6 意見等の計画への反映について

策定過程で寄せられた意見や要望については、現時点において反映できていないもの、継続的な検討事項となったものについても、今後、施策を展開する過程で対応するなど、取り組んでいくよう要請します。

3 みんなで描く「松阪の未来」会議

1 みんなで描く「松阪の未来」会議要綱

(平成 21 年 9 月 17 日 松阪市告示第 285 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市総合計画の試案を市民と行政の協働により策定し、生活者起点の総合計画とするための「みんなで描く『松阪の未来』会議」(以下「会議」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について話し合いを行う。

- (1) 総合計画試案の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(会議の構成)

第 3 条 会議は、委員、コーディネーター及び関係する市職員で構成する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者から 35 人程度で組織する。

- (1) 市内在住の者から公募し、市長が選任する者
 - (2) 松阪市総合計画試案作成会議常任委員会(以下「常任委員会」という。)が指名し、市長が認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員は、会議に参加し、会議で取り上げたテーマに関して委員と関係する市職員で互いに意見交換しながら松阪市総合計画試案作成に関する提案を常任委員会に行う。

(コーディネーター)

第 5 条 会議のコーディネート業務について、松阪市と学校法人梅村学園との間で業務委託契約を結び、会議の運営を委託するものとし、当該業務を行う者をコーディネーターという。

- 2 コーディネーターは、会議の進行及び運営に携わる。
- 3 コーディネーターは、会議の内容によって助言及び指導を行う。

(会議)

第 6 条 会議は、全体会議及び分野別会議で構成する。

- 2 会議には、必要に応じ、第 3 条に定める構成員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 3 全体会議は、常任委員会で会議の内容及び運営に関して協議し、常任委員会の会長が召集する。
- 4 松阪市総合計画試案作成検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、常任委員会の会長の命を受け、全体会議の内容及び運営に関し必要な事項を検討することができる。
- 5 分野別会議は、松阪市総合計画試案作成会議専門部会(以下「専門部会」という。)で会議の内容及び運営について協議し、専門部会の会長が召集する。
- 6 検討委員会は、専門部会の会長の命を受け、分野別会議の内容及び運営に関し必要な事項を検討することができる。

(委員等に対する報償)

第7条 委員及び前条第2項に定める者が前条の会議に出席したときの謝礼金は、予算の範囲内で支給する。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総合政策部政策課が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 みんなで描く「松阪の未来」会議委員名簿 (五十音順、敬称略)

<Aグループ>

テーマ：「市民とともにつくる松阪」

グループ長：勝田茂樹

副グループ長：田中正浩

委員：天野雅仁、佐藤道廣、鈴木博、高橋範子、
中津龍司郎、中村幸雄、野田宰治、前田多香子、
松本光由

コーディネーター：村林守 (三重中京大学現代法経学部教授)

<Bグループ>

テーマ：「いのちと子どもを大切にする松阪」

グループ長：田中宏樹

副グループ長：宗正いぶき

委員：上達和恵、内田定昭、岡田晴夫、奥井隆雄、
川合直子、中谷シゲ子、山口修、横井秀樹

コーディネーター：大森達也 (三重中京大学現代法経学部教授)

<Cグループ>

テーマ：「にぎわいあふれ、くらしやすい松阪」

グループ長：藤村実穂

副グループ長：梅本治

委員：伊藤公、稲垣寿、柴田実、瀬古正夫、
中村純、中村伸太郎、西口武、牧野幸治、
宗正浩二、森勝己、山本薫、弓矢真知子

コーディネーター：寺本博美 (三重中京大学現代法経学部教授)

3 みんなで描く「松阪の未来」会議の開催状況

第1回 全体会議

日 時：平成21年12月23日（水）午前9時30分～午後12時20分
場 所：松阪市役所 5階正庁
内 容：委員の委嘱、会議の概要説明、第2回以降のグループ分け

第2回 全体会議、分野別会議

日 時：平成22年1月16日（土）午前10時～午後12時45分
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：[全体会議] 委員の委嘱
[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

第3回 分野別会議

日 時：平成22年2月7日（日）午前10時～午後12時30分
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：3つのグループに分かれてグループ討議

第4回 分野別会議

日 時：平成22年2月27日（土）午前10時～午後12時20分
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：3つのグループに分かれてグループ討議
提案報告会に向けた準備、意見のまとめ

第5回 提案報告会

日 時：平成22年3月22日（月）午後2時～午後4時30分
場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール
内 容：グループごとにまちづくりの提案を発表し、市長に提案書を提出